

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

浅川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、福島県中通り地方南部に位置し、阿武隈山系に連なる大小起伏の丘陵で山林・原野が多く、比較的狭小の耕地が山間に散在する標高350～460mからなる東部中山間地と、阿武隈川の支流である社川流域に、標高300m平均のほぼほ場整備の完了した連担的水田地帯が広がる西部平坦地に大別でき、気候は、比較的温暖で年間平均気温11.1℃、初降雪は12月上旬、終雪3月下旬で、5月に降霜が見られる。

このような条件のもと、水稻、野菜、畜産の複合経営を展開して、収益性の高い農業経営の発展を目指している。

しかしながら、近年、本町の農業は基幹的農業従事者の高齢化に加え、就業構造の変化により兼業化、農業後継者の不在、新規就農者の減少、農家総数も減少してきている。一方山間地の開墾畑、耕作条件の余り良くない農地を中心に一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

これらの農業生産条件の不利を補正する取り組みを行うことが求められている。

更に、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を複合的に推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業の実施に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
浅川町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の対象地域及び対象農用地の指定
交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件

を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

三法指定地域 旧山白石村（特定農山村）

県特認地域 旧浅川町、旧小野田村（三法指定地域隣接・条件設定）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1／20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の草地（三法指定地域のみ）

（エ）浅川町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1／100以上1／20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）
県特認地域で実施する場合は下記の（a）または（b）のいずれかの要件を満たすこと。

（a）急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

（b）緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合
緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

促進計画区域図

位置図

